○厚生労働省告示第二百八十四号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項の規定に基づき、介護分野に係る事業分野別指針を次のように策定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十八年七月一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

介護分野に係る事業分野別指針

第１　基本認識

本指針の対象とする介護事業とは、日本標準産業分類の小分類854「老人福祉・介護事業」に分類される事業であり、介護保険法（平成９年法律第123号）に基づく保険給付又は事業の対象となっている介護サービスを提供する事業以外のサービスも含む。

介護事業に関しては、急速に少子高齢化が進み介護サービスに対するニーズが増加する中で、求められる介護サービスを効率的かつ持続的に提供するため、人材の育成や勤務環境の改善等を通じて質の高い人材を継続的に確保するとともに、介護ロボットや情報通信技術（ＩＣＴ）等を活用して介護サービスの質と生産性の向上を図るなどの取組が不可欠となっている。

このような我が国の介護事業について、市場規模の動向等の現状について整理すると、以下のとおりである。

１　市場規模の動向

急速に少子高齢化が進む中で、我が国では、平成37年（2025年）にいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる超高齢社会を迎える。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年１月推計）出生中位（死亡中位）推計」によれば、現在65歳以上の人口は25％程度であるが、平成37年（2025年）には30％を超え、平成62年（2050年）には40％近くになる見込みである。また、75歳以上の人口は、平成37年（2025年）には約18％になると推計されており、約５人に１人が後期高齢者となる。

要介護認定者数は、「介護保険事業状況報告」（厚生労働省）によれば、介護保険制度が創設された平成12年（2000年）の時点で256万人であったが、平成26年（2014年）には606万人となっており、この15年間で約2.4倍に増加している。

介護保険給付費も年々増加しており、平成26年度当初予算において10兆円となっているが、平成37年（2025年）には約21兆円に達すると見込まれている（厚生労働省「社会保障に係る費用の将来推計の改定について」（平成24年３月））。

介護職員数は平成26年「介護サービス施設・事業所調査」（厚生労働省）によると平成25年度に約171万人であったが、平成27年６月時点における各都道府県の推計によれば、平成37年（2025年）には約253万人の介護職員が必要になる見込みである。一方、平成27年度以降に取り組む新たな施策の効果を見込まない現状維持シナリオによる場合、平成37年（2025年）時点の介護職員数は約215万人であり、約38万人の需給ギャップが生じると見込まれている。

２　産業構造・業態の特徴

介護サービスの事業所の数は、平成26年「介護サービス施設・事業所調査」によると、訪問介護が33,911事業所、通所介護が41,660事業所である。また、介護予防サービスの事業所数は、介護予防訪問介護が33,060事業所、介護予防通所介護が39,383事業所である。通所介護については、前年度の１月当たりの平均利用延人数300人以下の小規模事業所の割合が約６割を占める（厚生労働省「介護給付費実態調査」（平成27年12月審査分））など、小規模な事業所の割合が高いことに特徴がある。

介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設の種類ごとの合計定員は、平成26年「介護サービス施設・事業所調査」によると、介護老人福祉施設が498,327人、介護老人保健施設が362,175人、介護療養型医療施設が66,925人、地域密着型介護老人福祉施設が40,407人である。介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設の種類ごとの１施設当たりの定員は、平均で、介護老人福祉施設が68.7人、介護老人保健施設が88.4人、介護療養型医療施設が44.0人、地域密着型介護老人福祉施設が25.3人である。

介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設の種類ごとに定員数の最も多い割合をみると、介護老人福祉施設は「50～59人」が34.2％、介護老人保健施設は「100～109人」が38.3％、介護療養型医療施設は「10～19人」が19.1％、地域密着型介護老人福祉施設は「20人～29人」が90.6％となっており、定員が150人以下の小規模施設が大半を占めている。

なお、訪問介護事業者のうち、要介護認定者向けに公的保険外サービスを提供している事業者は７割程度という調査もあるが、そのうちの７割強は、「利用者の「支給限度基準額」を超えて利用されるサービス」を提供するものである（一般社団法人シルバーサービス振興会「訪問介護サービスにおける「混合介護」の促進に向けた調査研究事業報告書」（平成21年３月））。

３　経営の特徴

一　介護事業の経営の特徴

介護事業の経営の特徴としては、事業収入に占める給与費の割合が概ね５割を超え、この割合は事業規模が小さくなるほど高くなる傾向にあること（平成26年度「介護事業経営実態調査」（厚生労働省））、多くの事業者にとって主たる収入となっている介護報酬は、サービス等に応じた平均的な費用を勘案して国が定めるものであり、サービスの上限価格としての性質を有すること、３年に一度の介護報酬改定による影響を考慮する必要があること等が挙げられる。

二　労働市場の状況

介護分野の有効求人倍率は平成28年３月時点で2.74倍となっており、全産業の1.21倍に比べ高い水準にある。

公益財団法人介護労働安定センター「平成26年度「介護労働実態調査」」によれば、介護労働者の労働条件等に係る不満は、「仕事内容のわりに賃金が低い」が42.3％、「有給休暇がとりにくい」が34.9％となっている。また、事業所に対する調査においては、従業員が不足していると感じている事業所の割合は59.3％となっており、従業員が不足している理由としては「採用が困難である」が72.2％、採用が困難である原因については「賃金が低い」が61.3％、「仕事がきつい（身体的・精神的）」が49.3％となっている。

第２　経営力向上に関する目標

介護事業においては、対人サービスとして一定以上の質が求められることから、一概に中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本指針（平成17年総務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第２号。以下「基本指針」という。）第４の２の二のイに掲げる労働生産性の向上という指標を用いて経営力向上の度合を測ることはできない。

このため、介護分野における経営力向上の度合を測るための指標としては、介護職員の勤続年数、離職率、入職率、顧客満足度その他の各事業者において設定する客観的に評価可能な指標を用いることが適当と考えられる。

第３　経営力向上に関する事項

１　経営力向上の内容に関する事項

経営力向上において実施すべき事項

①　事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成

介護事業においては、対人サービスを担う介護職員の資質向上、キャリアアップの実現及び専門性の確保が重要である。このため、各職員の専門性を考慮し、それを踏まえた人材育成と人事管理の仕組みの構築に取り組むことが必要である。具体的には次に掲げる事項とする。

㈠　事業所における介護業務の分析及び標準化並びにそれらを踏まえた研修の実施

㈡　他の事業者との連携による研修の共同実施

㈢　賃金テーブルの整備等によるキャリアパス及び人事評価に連動した処遇の実施

②　財務内容の分析の結果の活用

介護事業においては、事業収益の大部分が介護報酬によって占められているものの、財務内容の分析は、他の事業分野と同様に重要である。このため、財務諸表等を基に収益性等の数値を定量的に分析すること及び人的資源等の経営資源について定性的に分析することが必要である。具体的には次に掲げる事項とする。

㈠　財務諸表等の適切な整備並びに財務内容の分析及びその結果の活用

㈡　活動基準原価計算等の手法による介護職員の業務内容等の分析及びその結果の活用